

奈良県中央卸売市場再整備推進事業（市場エリア整備事業）

■基本協定書（案）に関する質問に対する回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目				項目名	質問内容	最終回答
1									基本協定書及び事業契約書における当事者呼称の整合性について先般のご回答につきまして、貴意承知いたしました。しかしながら、本事業の公表資料は、入札説明書から事業契約書に至るまで、一つの法的枠組みを構成する一連のパッケージとして同時に公表されております。 「事業契約書」において「発注者・受注者」という呼称を採用し、「甲・乙」という上下関係を想起させる呼称を廃止するという貴県の方針が示されている以上、その前提となる「基本協定書」においても、同一の精神に基づく表記を用いることが、行政文書としての整合性（一貫性）の観点から適当であると考えます。 加えて、基本協定書内では事業契約の締結や履行に関連する規定（第1条、第5条等）が随所に存在します。同一の契約関係における当事者を、関連する関連文書間で異なる呼称（甲・乙／発注者・受注者）で定義することは、法的解釈において無用な混乱や、解釈上の曖昧さを生じさせる要因となりかねません。 協定締結時点の法的地位が未確定であることは理解しておりますが、表記の整合性を保つことは、入札参加者および県双方にとって本事業の目的やパートナーシップを共有する上で極めて重要です。表記の不整合は、本事業の法的枠組みにおける論理的一貫性を損なう懸念があるため、改めて「基本協定書」においても「甲・乙」を用いない表記への修正をご検討いただけないでしょうか。	基本協定書（案）のとおりとします。